

さわなり居宅介護支援事業所重要事項説明書

<令和6年4月1日 現在>

1 事業の目的

医療法人三秋会が開設するさわなり居宅介護支援事業所が行う居宅介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

2 運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ② 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 事業所の介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、複数の事業所を紹介するなどし、公平中立に行います。
- ④ 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑥ 事業の実施に当たっては、常に地域包括支援センターとの連携を図り、積極的に支援困難な事例の受け入れに努めます。
- ⑦ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ⑧ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定を行います。

3 職員体制

職 種	常勤	業 務 内 容
管理者	1	事業所・業務の管理及び居宅介護支援の提供
主任介護支援専門員	1以上	居宅介護支援の提供
介護支援専門員	3以上	居宅介護支援の提供

※管理者は在宅介護支援センター所長兼務。

4 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとします。ただし、祝祭日・夏期休暇（8/14～8/16）年末年始休暇（12/31～1/3）を除きます。
- ② 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとします。
但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

5 居宅介護支援の提供方法

- ① 利用者の相談を受ける場所
さわなり居宅介護支援事業所又は、利用者の指定する場所（自宅、介護保険施設等）
- ② 使用する課題分析表の種類
居宅サービス計画ガイドライン方式
- ③ サービス担当者会議の場所
自宅又は利用者の指定する場所（さわなり居宅介護支援事業所、介護保険施設等）
- ④ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング
以下の条件を全て満たす場合にはテレビ電話装置その他の通信機器を活用したモニタリングを実施します。
 - ①利用者の同意を得ること。
 - ②サービス担当者会議等において次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること。
(家族のサポートがある場合も含む)

- iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ③少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

6 利用料及びその他の費用

- ① 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(無料)

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者から直接保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様には1ヶ月につき下記の利用料をお支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(後日、サービス提供証明書と領収書を所在の市町村窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。)

居宅介護支援利用料	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、居宅介護支援を行った場合	所定単位数の5%を加算
初回加算	新規に指定居宅介護支援を行った場合又は要介護状態区分が2段階以上変更となった場合に、指定居宅介護支援を行った場合	3,000円
特定事業所加算Ⅱ	以下の項目を満たす場合 <ul style="list-style-type: none"> ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上配置 ・常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置 ・伝達会議等を定期的に開催 ・24時間対応可能な体制 ・計画的に研修を実施 ・地域包括支援センターとの連携による支援困難な事例の受け入れ ・家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加 ・減算要件に該当していない ・介護支援専門員1人当たりの利用平均件数が、45件未満 ・法定研修等における実習受入事業所になるなど人材育成への協力体制の整備 ・他法人の居宅介護支援事業所と共同した事例検討会等の実施 ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成 	4,210円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院した日のうちに、病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	入院した日の翌々日以内に、病院又は診療所の職員に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合	2,000円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	退院・退所に当たり、病院等又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を1回(カンファレンス以外により)を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	4,500円

退院・退所加算(Ⅰ) ロ	退院・退所に当たり、病院等又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を1回（カンファレンスにより）受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ) イ	退院・退所に当たり、病院等又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を2回以上（カンファレンス以外により）受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ) ロ	退院・退所に当たり、病院等又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供2回（うち1回以上はカンファレンスにより）受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	7,500円
退院・退所加算(Ⅲ)	退院・退所に当たり、病院等又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を3回以上（うち1回以上はカンファレンスにより）受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合	9,000円
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師（以下、医師等）の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用調整を行った場合	2,000円
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、在宅で死亡した（訪問後24時間以内の在宅以外を含む）利用者において、以下の項目を満たしていた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・24時間の連絡体制と必要に応じて、居宅介護支援を行うことができる体制の確保 ・利用者又は家族の同意のもと、死亡日及び死亡前14日以内に2日以上在宅訪問の提供 ・訪問による身体状況等の記録と主治医及び居宅サービス計画による居宅サービス事業者への情報の提供 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う 	4,000円

② 通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、無料とします。

③ 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合
ケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同様に取扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

④ 業務継続未実施減算及び高齢者虐待防止措置未実施減算が適用となる場合には相当する単位を減算して算定します。

7 通常の事業実施地域
平泉町区域とします。

8 相談・要望・苦情の対応等

- ① 下記により、当事業所の居宅介護支援等に関するご相談・要望・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・要望・苦情を承ります。

事業所相談苦情窓口	担当者	佐々木 幸子 (相談苦情責任者)
	所在地	平泉町長島字砂子沢172番6
岩手県国民健康保険団体連合会 保健介護課	電話番号	0191-46-4370
	FAX	0191-46-4630
	携帯電話	090-7521-3410
	受付時間	当事業所営業日・営業時間 ※ご意見箱を事業所内に設置しています。
	受付	9:00~17:00 (土、日、祝祭日、12/29~1/3は除く)
一関地区広域行政組合 介護保険課	所在地	一関市竹山町7番2号
	電話番号	0191-31-3223
	受付	8:30~17:15 (土、日、祝祭日、12/29~1/3は除く)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地の各市町村介護保険担当課 (介護保険の相談苦情窓口) ・最寄りの在宅介護支援センター、民生委員等。 	

9 事故発生時等の対応

サービスの提供により、事故が発生した場合等においては、迅速かつ適切に必要な対応を講じます。(家族、関連機関への連絡調整等。)

病院名及び主治医	病院名	
	住所	
	主治医氏名	
	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	
	住所	
	電話番号	

10 秘密保持・個人情報保護

事業者、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密・個人情報を保持します。但し、介護支援上必要ある場合 (別紙「個人情報の利用目的」の範囲内) については、利用者及びその家族の情報を使用します。

- 11 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

12 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は _____ です。
居宅サービス計画の作成にあたり、複数の指定居宅サービス事業者の紹介やその選定理由の説明などを求めることができます。
担当する介護支援専門員が変更となる場合は、事前に連絡をし、同意を得るものとします。

13 サービス利用に当たっての留意事項

居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

14 ハラスメントの防止

適切なサービスの提供を確保する為、利用者やその家族又は代理人等から、性的な言動や優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより労働者の就業環境が害された場合、契約を解除する場合があります。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。
事業者

所在地	岩手県西磐井郡平泉町長島字砂子沢172番6
名称	さわなり居宅介護支援事業所
連絡先	TEL 0191-46-4370
	FAX 0191-46-4630

説明者氏名 _____

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービス提供の開始に同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____
氏名 _____

代理人

住所 _____
氏名 _____

※別紙

①前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護
福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	%
通所介護	%
地域密着型通所介護	%
福祉用具貸与	%

②前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、
福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	%	%	%
通所介護	%	%	%
地域密着型通所介護	%	%	%
福祉用具貸与	%	%	%

判定期間 令和 年度

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)